

# 介護予防・日常生活支援総合事業

～訪問型サービスAの本格実施に向けた  
人員基準の緩和及び指定申請について～

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課

# はじめに

- 平成29年度から訪問型サービスAを本格実施することに向けて、これまで平成28年度中の経過措置として実施してきた人員基準の緩和策をベースに基準の見直しを実施する。
- 既存の訪問介護事業所が訪問型サービスAの指定を申請する場合の申請様式を一部簡略化する。(近日中にホームページ掲載予定)

# 1. 訪問型サービスAの概要

- 身体介護を必要とせず、有資格者である訪問介護員の専門的な観察を必要としない方(初期認知症や精神疾患等に該当しない方)を対象とする、生活援助に特化した訪問介護サービス
- 予防訪問介護相当の訪問型サービスとの線引きを検討するため、平成28年度はモデル事業として試行実施。平成29年度より本格実施予定。

## 2. 訪問型サービスAの現状

- 管理者：常勤・専従。ただし管理業務に支障がなければ訪問型サービスAの他の業務や同一敷地内の他施設等の業務を兼務可能（訪問介護との兼務可）
- 従業者：介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市が定める研修修了者を必要数（専従要件はないため、有資格者は訪問介護との兼務可）
- サービス提供責任者：2級ヘルパー以上の有資格者を利用者50人につき1人以上配置。（なお、訪問介護のサービス提供責任者は、訪問型サービスAの業務を兼務不可 ⇒ 訪問介護の人員基準上の制約）

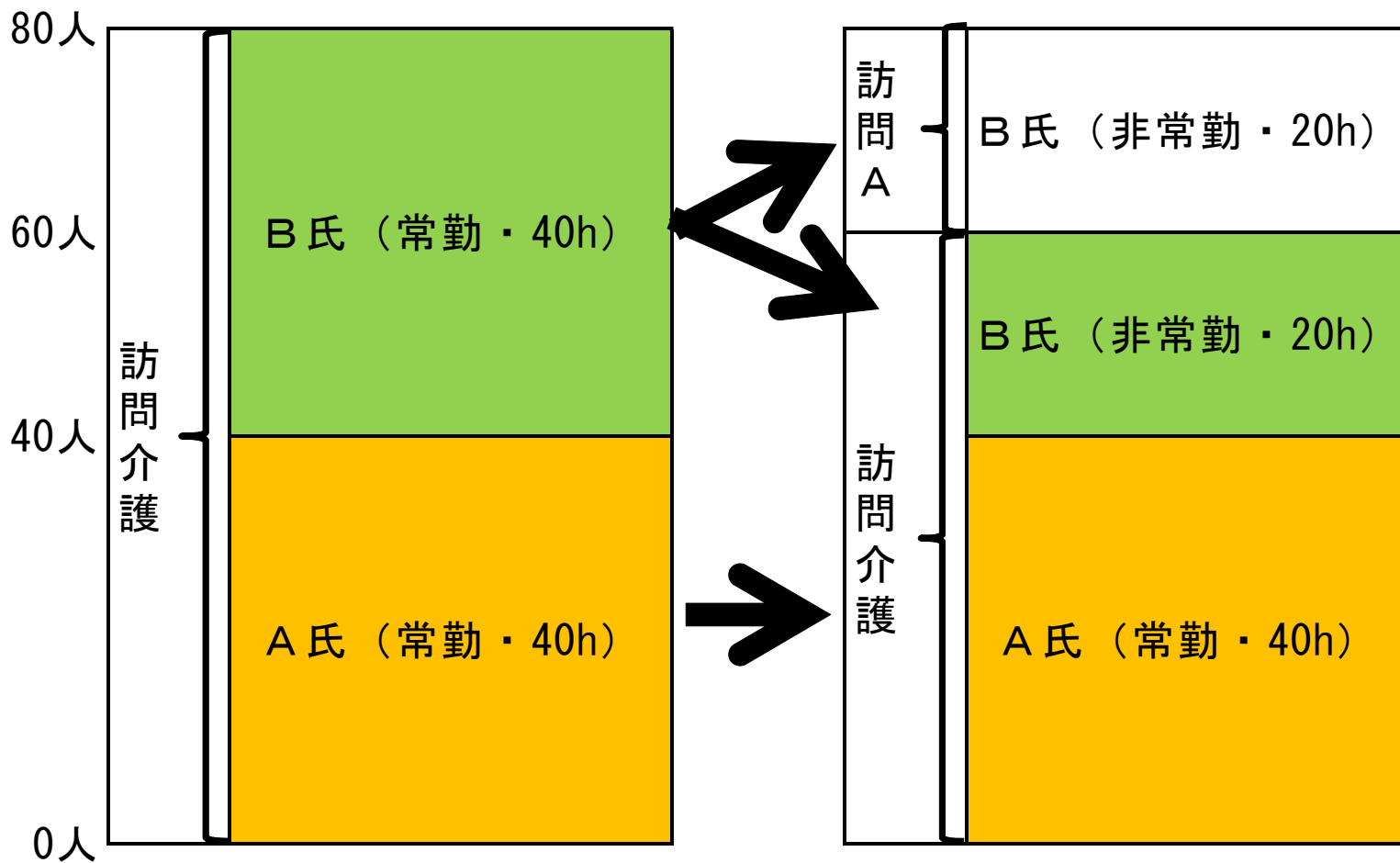
## 2. 訪問型サービスAの現状

- 訪問介護のサービス提供責任者が訪問型サービスAの業務を兼務できない理由
  - 訪問介護のサービス提供責任者は常勤・専従が要件。ただし、訪問介護事業所が予防訪問介護、第一号訪問事業の指定を併せて受け、一体的に運営している場合はいずれかの人員基準を満たしていれば、他の事業も基準を満たしたものとみなされる。
  - ここでいう「第一号訪問事業」は予防訪問介護相当のサービスのみを指し、緩和した基準による訪問型サービス（訪問型サービスA）は含まれない。人員基準は従うべき基準であり、市の条例での変更が認められていない。

### 3. 経過措置規定(H28年度)

- 認定更新を迎えた利用者から徐々に総合事業に移行する（＝当初は利用者が少ない）ため、訪問型サービスAのサービス提供責任者について、常勤・専従要件を緩和（**平成28年度中の経過措置**）
  - その結果、訪問介護事業所の非常勤のサービス提供責任者（\*1）が、訪問介護事業所で勤務する時間以外の時間に訪問型サービスAのサービス提供責任者の業務に非常勤で従事可能（事実上の兼務が可能となる）。
- \*1 サービス提供責任者は原則、常勤・専従だが、利用者の数が40人を超える事業所においては、一部のサービス提供責任者は非常勤でも可。

利用者数



## 4. 本格実施に向けて

- 経過措置として実施しているサービス提供責任者の常勤・専従要件の緩和（撤廃）を基準本体の規定に。
- サービス提供責任者の配置基準（利用者50人ごとに1人）についても、「常勤換算方法で利用者50人ごとに1人」と見直しを行う。

例) 訪問Aの利用者が10人の場合

$10 \div 50 = 0.2$ （常勤換算0.2人分の勤務時間必要）

$0.2 \times 40 \text{時間} / \text{週} = \text{訪問Aのサ責兼従業者として、週8時間分の勤務時間を確保}$



## 4. 本格実施に向けて

- サービス提供責任者が1名しかいない事業所（訪問介護事業所では常勤・専従のサービス提供責任者が最低1名必要）は、非常勤・非常勤の組み合わせによる兼務不可。  
（市内約1/3の事業所はサービス提供責任者1名。）
- 小規模な訪問介護事業所については、訪問型サービスAの利用者数に応じた勤務時間分、2級ヘルパー等の有資格者（訪問介護のサ責除く）を訪問型サービスAのサービス提供責任者兼従業者として配置していただく必要がある。

# 4. 本格実施に向けて

- 訪問型サービスAの管理者の常勤規定についても、訪問介護事業所等との勤務時間の合計が常勤職員の勤務時間に達している場合は、非常勤扱いでも訪問型サービスAの管理者になれることとする。

|           | 訪問介護<br>介護予防訪問介護<br>予防訪問介護相当 | 訪問型サービスA      |
|-----------|------------------------------|---------------|
| 管理者       | A（常勤・10h/週）                  | B（*非常勤・10h/週） |
| サービス提供責任者 | A（常勤・30h/週）<br>B（非常勤・20h/週）  | B（非常勤・10h/週）  |

※Bさんは、訪問介護事業所で非常勤として勤務する時間以外の時間に訪問Aに従事可能。

※訪問Aも管理者は原則常勤だが、Bさんは併設する訪問事業所との勤務時間の合計が40hとなるため管理者に就任可。

## 5. 指定申請時期について

- サービス事業所が変わる場合、前月末にサービス担当者会議の開催が必要。平成29年4月に移行する利用者を受け入れる場合は、3月1日までに指定が必要。

⇒ 審査期間として1か月を要するため、  
指定申請は1月末まで。

※市内130の訪問介護事業所から指定申請が一時期に集中した場合、審査に支障をきたすおそれもあるため、早目の申請にご協力ください。（早目に申請いただいても、指定日までは職員を配置する必要はありません。）

※既に訪問介護の指定を受けている事業所については、申請書類の一部省略を検討中（近日中にHP掲載予定）。